

令和7年第2回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年2月14日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 4号 令和6年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 5 議案第 7号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 協議事項 令和7年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 7 その他
- 8 議案第 5号 校長の任命に係る内申について
- 9 議案第 6号 副校長の任命に係る内申について

協議事項
資料

議案第4号

令和6年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について

令和6年度武蔵村山市立小学校及び中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和7年2月14日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞を定める必要があるので、本案を提出します。

令和六年度 武蔵村山市立小学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立〇〇小学校の令和六年度卒業証書授与式が举行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、卒業証書を手にし、小学校を卒業する喜び、四月から始まる中学校生活への期待に、胸を弾ませていることと思います。励まし合い、支え合った友達、親身に指導してくださった先生方、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、小学校生活を通じてお世話になった多くの方々への感謝の気持ちも胸一杯に抱えていることと思います。

さて、皆さんは、津田梅子さんを知っていますか。昨年、紙幣デザインが一新され、肖像も全て新しく変わりました。その際、五千円札の肖像に起用されたのが津田梅子さんであり、女性活躍の面から日本の近代化をリードし、大きく貢献された方です。

1870年、政府が日本の近代化の為、欧米に学ぼうと使節団を海外に派遣しました。その際、津田梅子さんは初めての女子留学生の一人として、当時六歳という年齢で留学しました。

帰国後は、経済的に自立し、社会で活躍できる女性を育てることを目指し、再度留学をして学ぶなど、様々な努力を重ねられました。そして自分自身が学校を作る、という夢を実現させ、現在の津田塾大学を創立されました。

津田梅子さんは、「何かを始めることは易しいが、それを継続させることは難しい。成功させることはなお難しい。」という言葉を残されています。成し遂げることが難しい挑戦であっても、継続することが成功の鍵であると捉えられます。本日、晴れの日を迎え、巣立ってゆく皆さんには無限の可能性があります。この先、様々なものと出会い、自分が取り組んでみたいことや、将来の夢を見付けたときに、悩んだり、迷ったりすることもあるかも知れませんが、そのような時には是非、自分の思いを大切にするとともに、それらを叶えるために、学ぶなどの努力を続けてもらいたいと思います。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。成長した子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。この六年間、本市の教育活動に温かい御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びに、今日まで御指導くださいました校長先生をはじめ教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えを賜りました地域の皆様に厚く御礼申し上げます、教育委員会の告辞いたします。

令和七年三月二十四日

令和六年度 武蔵村山市立中学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇〇中学校の令和六年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、中学校三年間、義務教育九年間の全課程を修了し、ここに卒業証書授与式を迎えることができました。

互いに励まし合い、支え合った友達のこと、親身になって指導して下さった先生方のこと、優しく見守って下さった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けて下さった御家族のことなど、今、皆さんは多くの人たちとの思い出を噛みしめていることでしょう。その思い、感謝の気持ちを忘れずに、新たな道に出発してほしいと思います。

さて、1945年8月15日の終戦から間もなく80年を迎えることを前にして、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されました。核兵器廃絶を世界に訴える活動が評価されての受賞となりましたが、国際情勢の厳しさが増す中で、平和を希求する世界中の声が後押ししたとの見方もできると思います。

また、この受賞は、混迷を極める国際情勢など、変化が激しいこの時代を多様な他者と共に生きていくにあたり、平和を望むだけではなく、平和をもたらすために何ができるかを考え、行動していくことが求められている時代であることを私たちに訴えているように感じます。

そこで、卒業生の皆さんに、お願いがあります。それは、「思いやりの心」をもち続けてほしいということです。私たちは一人で生きていくものではありません。いつも人との関わりの中で成長し、支え合って生きていくのです。今、皆さんの周りにいる人たち、そして、これから出会う人たちを大切にしてください。自分のためだけではなく、人のために何かをしてあげられる人であってください。弱い立場や困っている人に、優しく手を差し伸べ、夢や希望、勇気や元氣を与えられる人であってください。相手の考えや立場を尊重し、異なる価値観を認められる人であってください。

「思いやりの心」は夢や希望を持ち続けることができる平和な社会をつくるために必要な要素です。卒業生の皆さんには、「思いやりの心」をもち続け、将来、平和な社会をつくる一員となって活躍してほしいと切に願っています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。義務教育を修了し、卒業証書を手にした子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。また、これまで、本市の教育活動に温かい御支援と御協力を

賜りましたこと厚く感謝申し上げます。今後とも引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今日まで御指導くださいました、校長先生をはじめ、教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えをくださいました地域の皆様に厚く御礼を申し上げます、教育委員会の告辞といたします。

令和七年三月十九日

武蔵村山市教育委員会

(1, 210文字)

議案第7号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年2月14日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

学校給食費を改定することに伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成 17 年武蔵村山市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表中

4,500 円	1,905 円
4,600 円	3,290 円
5,000 円	1,894 円
5,200 円	2,870 円
5,700 円	2,658 円
5,700 円	1,680 円
5,500 円	1,640 円
6,000 円	2,592 円

を

5,000 円	3,631 円
5,500 円	1,358 円
5,500 円	4,334 円
6,000 円	2,682 円
6,500 円	3,076 円
6,500 円	1,960 円
6,000 円	4,704 円
7,000 円	1,424 円

に改める。

第 9 条第 1 号中「265 円」を「303 円」に改め、同条第 2 号中「279 円」を「319 円」に改め、同条第 3 号中「295 円」を「337 円」に改め、同条第 4 号中「326 円」を「372 円」に改め、同条第 5 号中「295 円」を「337 円」に改め、同条第 6 号中「326 円」を「372 円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 6 年度に実施する給食の給食費に係る第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「前月」とあるのは「前月（第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）の改定により新たに生じた小学校又は給食センターに勤務する者及び中学校に勤務する者が納入すべき給食費については、2 月）」と、同条第 2 項ただし書中「第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）」とあるのは「基準単価」とし、同項の表の規定にかかわらず、次の表によるものとする。

小学校の第 1 学年の児童	4, 500 円	3, 729 円
小学校の第 2 学年の児童	4, 600 円	5, 114 円
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5, 000 円	3, 814 円
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5, 200 円	4, 886 円
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5, 700 円	4, 820 円
中学校の第 3 学年の生徒	5, 700 円	3, 842 円
小学校又は給食センターに勤務する者	5, 500 円	3, 656 円
中学校に勤務する者	6, 000 円	4, 754 円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市立学校の給食費に関する規則第 9 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																																																
武蔵村山市立学校の給食費に関する規則	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則																																																
平成17年 2 月23日教委規則第 1 号	平成17年 2 月23日教委規則第 1 号																																																
第 1 条から第 5 条まで 略 （給食費の額等）	第 1 条から第 5 条まで 略 （給食費の額等）																																																
第 6 条 略	第 6 条 略																																																
2 前項の規定により納入すべき給食費の月額は、次の表の左欄に掲げる給食の対象者の区分に応じ、4 月から翌年の 2 月までの間に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の中欄に、3 月に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、前条第 2 項の規定により年間給食日数が減じられた給食の対象者にあつては、同表の右欄に掲げる額から当該減じられた日数に当該対象者に係る第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額を控除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を 3 月に実施する給食に係る給食費の額とする。	2 前項の規定により納入すべき給食費の月額は、次の表の左欄に掲げる給食の対象者の区分に応じ、4 月から翌年の 2 月までの間に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の中欄に、3 月に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、前条第 2 項の規定により年間給食日数が減じられた給食の対象者にあつては、同表の右欄に掲げる額から当該減じられた日数に当該対象者に係る第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額を控除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を 3 月に実施する給食に係る給食費の額とする。																																																
<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>5,000円</td><td>3,631円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>1,358円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>4,334円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>6,000円</td><td>2,682円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>3,076円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>1,960円</td></tr><tr><td>小学校又は給食センターに勤務する者</td><td>6,000円</td><td>4,704円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>7,000円</td><td>1,424円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円	小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円	中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円	小学校又は給食センターに勤務する者	6,000円	4,704円	中学校に勤務する者	7,000円	1,424円	<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>4,500円</td><td>1,905円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>4,600円</td><td>3,290円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>5,000円</td><td>1,894円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>5,200円</td><td>2,870円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>5,700円</td><td>2,658円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>5,700円</td><td>1,680円</td></tr><tr><td>小学校又は給食センターに勤務する者</td><td>5,500円</td><td>1,640円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>6,000円</td><td>2,592円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	4,500円	1,905円	小学校の第 2 学年の児童	4,600円	3,290円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,000円	1,894円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5,200円	2,870円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5,700円	2,658円	中学校の第 3 学年の生徒	5,700円	1,680円	小学校又は給食センターに勤務する者	5,500円	1,640円	中学校に勤務する者	6,000円	2,592円
小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円																																															
小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円																																															
小学校又は給食センターに勤務する者	6,000円	4,704円																																															
中学校に勤務する者	7,000円	1,424円																																															
小学校の第 1 学年の児童	4,500円	1,905円																																															
小学校の第 2 学年の児童	4,600円	3,290円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,000円	1,894円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5,200円	2,870円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5,700円	2,658円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	5,700円	1,680円																																															
小学校又は給食センターに勤務する者	5,500円	1,640円																																															
中学校に勤務する者	6,000円	2,592円																																															

改正案（新）	現行（旧）
第 7 条及び第 8 条 略 （給食費の基準単価） 第 9 条 給食 1 食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童 <u>303</u>円 (2) 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童 <u>319</u>円 (3) 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童 <u>337</u>円 (4) 中学校の生徒 <u>372</u>円 (5) 小学校又は給食センターに勤務する者 <u>337</u>円 (6) 中学校に勤務する者 <u>372</u>円 第 10 条 略 附 則 1 略 2 略 <u>3 令和 6 年度に実施する給食の給食費に係る第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「前月」とあるのは「前月（第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）の改定により新たに生じた小学校又は給食センターに勤務する者及び中学校に勤務する者が納入すべき給食費については、2 月）」と、同条第 2 項ただし書中「第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）」とあるのは「基準単価」とし、同項の表の規定にかかわらず、次の表によるものとする。</u>	第 7 条及び第 8 条 略 （給食費の基準単価） 第 9 条 給食 1 食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童 <u>265</u>円 (2) 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童 <u>279</u>円 (3) 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童 <u>295</u>円 (4) 中学校の生徒 <u>326</u>円 (5) 小学校又は給食センターに勤務する者 <u>295</u>円 (6) 中学校に勤務する者 <u>326</u>円 第 10 条 略 附 則 1 略 2 略

改正案（新）			現行（旧）
小学校の第 1 学年の児童	4,500円	3,729円	
小学校の第 2 学年の児童	4,600円	5,114円	
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,000円	3,814円	
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5,200円	4,886円	
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5,700円	4,820円	
中学校の第 3 学年の生徒	5,700円	3,842円	
小学校又は給食センターに勤務する者	5,500円	3,656円	
中学校に勤務する者	6,000円	4,754円	
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市立学校の給食費に関する規則第 9 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。</u>			

令和七年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞（案）

一年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きっと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょう。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとうございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞といたします。

令和七年四月七日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

令和七年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞（案）

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和七年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が必要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和七年四月八日

武蔵村山市教育委員会

（約八百文字・約三分）

令和七年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞（案）

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかりと聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作しましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活が始まります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和七年四月八日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

議案第5号

校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年2月14日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるので、本案を提出します。

議案第6号

副校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年2月14日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるので、本案を提出します。